

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 1 日時

平成25年1月18日（金）午後2時から午後3時35分まで

### 2 場所

津地方裁判所大会議室

### 3 出席者等

司会者 岩井 隆義（津地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 川上 宏（津地方裁判所刑事部判事）

検察官 洲濱 貴憲（津地方検察庁検事）

弁護士 白山 雄一郎（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～9番 7人（2番，8番は欠席）

### 4 議事概要

#### （司会）

本日の意見交換会の司会を担当させていただく津地方裁判所刑事部総括裁判官の岩井です。よろしくお願いします。裁判員制度が始まってから既に3年半以上経過しておりまして，津地方裁判所においても1月11日現在で52名の被告人について裁判員裁判を実施しており，多数の方々に裁判員としてご参加いただいています。

本日の意見交換会は，裁判員を経験された皆さんの声を，これから新たに裁判員を務めていただくことになる国民の方々にお伝えして，裁判員として裁判に参加することへの不安感，負担感を少しでも解消していただくとともに，皆さんから率直なご意見，ご感想をお伺いして，この裁判員制度をさらに良いものにしていきたいと，そういう思いからこの会を企画させていただいております。本日は皆さんに積極的なご発言をいただければと思っております。裁判員制度を分かりやすいものに，一般の市民生活をしている方々が直接判断できる制度にしていくために裁判官，検察官，弁護士が集まりまして，いろいろな知恵を出し合うとい

うことをしております。それなりに分かりやすい裁判の実現，それなりの成果はあがってきていると思っております。こういう意見交換会において，経験者の方から，分かりやすかったです，非常に良かったですと言っただけだと非常に嬉しいのですが，そこで成長が止まってしまうので，さらに良いものにしていこうということでは物足りないところはどうしても出て参ります。本日は経験された方々が，こういう点はこういうふうに改善していったらいいのではないかと，こういう問題点があったのではないかと，辛口のご意見，ご指摘をどんどんしていただければ，さらに分かりやすい裁判の実現に努力していけるのではないかと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

本日は，経験者の方の外に，津地方裁判所刑事部の川上裁判官，津地方検察庁の洲濱検事，三重弁護士会の白山弁護士が参加しております。

それでは，意見交換会に入っていきたいと思いますが，経験者の皆さんがどのような事件を担当したのか，その事件の，例えば被告人が自白している事件だったのか，争点がある事件だったのか，どのような争点だったのかということも含めて，審理に要した日数が何日だったのかについて一言ずつご紹介していただきたいと思います。

( 1 番 )

事件は今時分のちょうど 2 年前。拳銃不法所持，強盗殺人未遂事件を担当しました。期間は約 8 日間かかりました。それで，最初に，突然そういう世界に飛び込んだわけですから，最初に，始まる前に裁判長に，私こういうことは全然分からないんです，だからどういうふうなもので考えたらいいか質問したんです。そうしたら，一般常識でいいですと言われたんです。その一般常識って何ですかとまた質問したんですよ。だけど，そのことがずっと引っかかってまして，それがなかなか自分でも解決できなかったわけですけど。被告人が無罪を主張していたという件もありまして，それで僕の年齢からすると，ほとんど同じくらいの年齢の方が被告人になったわけです。重い裁判になりましたので，初めの気持ちはも

うこれで被告人の人生は終わってしまうんだなという気持ちが心の中にありまして、なんとか、同じ年齢だと、何とか軽くできないのかという思いも、ちらちら、頭には浮かんだんです。だけど、やはり重大事件だったのでそのところは自分で、精神状態とか、素人が判決するってことには、最初から最後まで、はっきり言って不安な気持ちでいっぱいでした。それから、裁判の経験のない者が判決をするということは自分にとっても実はね、裁判員制度は半分は反対という気持ちもあるんですよ。なぜかというと本当の素人がこういうことを出していいのかいつも疑問をもっているわけです。だけど、誰かがやらなきゃいけないんじゃないかなという気持ちがあったので最後まで続けましたが。それでも、2年前ですが、たまにはそのことが、思い出すと精神負担がすごくかかりますね。終わってから1か月くらいは、私は普通の人の職業と違って、神経を使うような仕事があったので、ほとんど仕事になりませんでした。精神ケアがどこまで実際に、こういう制度ができてから、どういう方向でケアしてくれるのか、どういう方向で参加した人になるべく楽にできる方法はないのかという思いはずっとありましたね。

(司会)

1番の方が担当された事件は、被告人がアリバイ主張している事件で、完全否認。被害者、アリバイ証人など多数の証人尋問を行った。大変な事件をご担当していただいたと理解しております。

(3番)

自分が担当した事件ですが、強盗致傷。女性を狙った引ったくりで怪我をさせてしまったと。その事件の争点ですが、引ったくりグループ、二人組だったのですが、どちらが実行犯かという争点でした。それを、事実関係、証拠を見て、実行犯を確定して行ったんです。自分としては裁判員に興味があったので楽しく1週間させてもらいました。

(司会)

この事件は全部で6日間で審理したということでしたね。被害者、共犯者の証

人尋問を行い、どちらが実行犯かという点に焦点を当てた審理が行われたと。

( 4 番 )

一昨年 1 2 月の事件。裁判は昨年 6 月でしたか。強姦致傷ということで結審まで 4 日間ということで、裁判としては長い方か短い方か分かりませんが。検察官の求刑から判決を何年にするというのが一番私らも悩んだのですが、それよりも裁判員になるというのが他人事というか、この制度が取り入れられるということでマスコミが騒いでいたのですが、ありえないだろうと、自分の過去の経験や人生からみて、自分のところには回ってこないだろうと、たかをくくっていたのですが、来て、実際抽選もあるから、確率も低いだろうと、その時点でも昼までに帰れるだろうと気楽に考えていたのですが、裁判が始まってみると、やはり緊張して。なかなか自分の普段の生活と違うところで、まず裁判所に来ること自体なんか悪いことしか、裁判所は悪いイメージしかなかったので、来ること自体緊張しますし、裁判員になって裁判終わるまで、毎日毎日、今日はどうやって進んで行くのかとか、被告人はそのあと、結審したらどうなるのかとか思ったり、いろいろ考えて、大変な経験をさせてもらった 1 週間でした。

( 司会 )

被告人は認めていて、情状証人のお父さんだけを調べた事件でしたね。

( 5 番 )

私が担当させていただいた裁判は、強制わいせつ致傷、強制わいせつ未遂、強姦です。4 日間という比較的短い期間で終了しました。争点はなく、犯人は最初から自分のやったことを認めていました。普段何も考えずに裁判所の前をしょっちゅう通っていたんですが、去年の 9 月なんですが、それ以来、裁判所の前を通ると懐かしい感じで最近は毎日通っています。4 日間はわいせつとか強姦という事件だったものですから、非常に、起訴状朗読を聞いて、脳裏に焼き付いて、非常に苦しい、重い 4 日間でした。裁判所の方皆さん、裁判員にものすごく気を使われて、本当に過ごしやすくやってもらって感謝しています。

（司会）

この事件は被告人が認めていたんですけど、件数が非常に多かったですね。強制わいせつ事件7件ということで。刑をどうするか悩んだんですよね。全部で4日間で審理を行ったと思います。

（6番）

私が担当したケースは、建造物放火、窃盗、脅迫と迷惑行為。ご夫婦、離婚に伴う、前妻に対して復縁を求めたそういう裁判で、争点になったのが、建造物の放火の罪が話されました。その中で思ったのは、いろいろな罪があっても、放火犯はかなり厳しく問われるのだなと初めて分かったのと、審理期間は5日間だったので、長くも短くもなかったかな、平均的な日程だったかなと思っている。被告人は当初は認めていましたけど、不可抗力的なことを訴えられたのと、あと裁判員の方でどこまで情状酌量できるかなあと。評決にかかわれて良かったなと、以上です。

（7番）

私が担当させていただいた裁判ですが、昨年11月末から12月にかけて6日間でした。傷害致死事件、争点の方は、被告人の精神障害による責任能力が問われた裁判です。

（司会）

精神科医の証人尋問ということで、なかなか難しい事件だったのではないかなと思っています。

（9番）

私も去年の12月に10日間、傷害致死を担当させていただきました。最初、私の性格上、零、百の世界で生きてきたので、そういう意見で行こうと思っていましたが、皆さんの意見を聞いて、意見を変えたりして、とてもいい経験になりましたので、これを活かして、今後の会社生活、私生活に活かしていきたいなという思いがありました。

（司会）

この事件は，そもそも被害者が自分で転んだのではないかとか，犯人は別の人ではないかとか，仮に被告人だとしても責任能力があるのかということで，争点が非常に多い事件で，お医者さんもお二人調べたり，目撃者とか多数の証人尋問を行った，かなりタイトな事件だったという思いです。

これから意見交換に入って行こうと思いますが，今一言ずついただいた中でも，審理期間がかなり長期間に及ぶかなり難しい，審理に困難を要する事件，そういう事件が複数件含まれていました。そのような裁判官がこれまでやっていた事件でも非常に難しい，それなりに期間，審理を要する事件，という事件を裁判員事件で本当にやれるのかと，裁判員の方に，市民の方に，この裁判のポイントが分かってもらえるのかとか，裁判員制度が始まる前からずっといろいろな問題になっておりましていろいろな工夫をしてきているわけです。皆さんもお聞きになったことがおありかなと思いますが，目で見て耳で聞いて分かる裁判というキャッチフレーズ。法廷で話を聞いて，証拠を見て，法廷で心証をとる，そして評議を行うと，そういうことを可能とする裁判ということで，いろいろと工夫してきたわけなんです。そこでまず，裁判の手續の図を皆さんに，机上に準備させていただいているのですが，真ん中の証拠調べのところの冒頭陳述，これは検察官，弁護人が事件の争点はこういうところなんですと，こういう点について皆さんこれから証拠調べしますから良くみてくださいという形でプレゼンテーション，意見を述べる場面があるんです。そこで特に難しい事件で，冒頭陳述でまず何が争点かということが十分に理解できたかということに焦点を当てて皆さんの意見を伺ってみたいなと思っているのです。9番の方の事件のとき，検察官の冒頭陳述，弁護人の冒頭陳述を聞いただけで，だいたいこういう事件なんだと，自分が判断しなくちゃならないのはこういう点なんだと，検察官と弁護人の言っていることのどこが，対立しているのだろうと，そういうところが，まず法廷で理解できたかどうかということなんです，9番の方いかがですか。

( 9 番 )

最初ということもあって緊張していたことありますが，法廷ではとても分かりやすかったです。一つ要望を出せば，言葉の喋るのが早かったかなと，聞き取れないところがあった，私自身のチームが。そういう意見がちらほら出ていたもので，ちょっとゆっくりしゃべってもらうと，たまに専門用語が出てくるときがありますので，そういうのも抑えてもらえれば，ますます発展していくかなと思っています。

( 司会 )

聞き取りにくかったというのは，冒頭陳述，検察官と弁護人とそれぞれ行うのですが，どちらが分かりにくかったとかご記憶ありますか。

( 9 番 )

多分，弁護人の方が，弁護しなくちゃダメなんで，バーッと言ってくる。聞き取りにくかったかな。

( 司会 )

否認事件でということになると，7 番の方の事件も責任能力を争うということで，冒頭陳述の段階で何が争点か理解できましたか。

( 7 番 )

どちらかと言えば，裁判員に向けてのプレゼンという感じがあって非常に分かりやすいと思いました。私たちのときはどちらかというところとゆっくりな感じで非常に分かりやすい。

( 司会 )

その事件の進行予定表を見てみますと，冒頭陳述の予定時間ということで検察官 25 分，弁護人 20 分となっていますが，長さ的にどうでしたか。

( 7 番 )

普段の業務での会議で言えば，2 時間，3 時間休憩なしというのが当たり前なので，非常に短い，結構短いスパンで切っていて，一度頭休めて，非常に

楽な感じでした。

( 司会 )

冒頭陳述が25分続いても、それで最初から最後まで理解できるという形でしたか。

( 7 番 )

はい。

( 司会 )

6 番の方、弁解ということで、おそらく経緯がいろいろある、大体どういう事件だったかという理解についてはどうでしたか。

( 6 番 )

私の場合、建造物が一番大きな罪でしたが、それに伴う犯罪行為が、たくさん、それが冒頭陳述の中で、初めなかなか焦点が絞れなかったと。五つくらい罪状があったと思うんですが、一つ一つ丁寧にしていかなきゃなと。どこに焦点を絞っているのかなと気になって、最終的には大きな罪で決まる、争点というか、量刑になりますと、かなり理解できたのですが、初めこれだけ、五つ、六つも細かくいろいろな検討していくのが大変だなと思いました。

( 司会 )

多数の事件が係属していると、その事件、事件の特徴というか、理解してということになると、やはり情報量が相当多くなりますから、その辺りの整理がちょっと、その場では若干難しいですか。

( 6 番 )

そうですね、そこで戸惑いました。

( 司会 )

3 番の方は否認事件ということで、どうでしたか、冒頭陳述の段階で何が争点か理解できましたか。

( 3 番 )

報道で紹介されたときの住所が私の地元だったので、かなりここかと頭に浮かべながら、説明してもらったので、かなり分かりやすく、理解することができました。検察官の冒頭陳述もかなり分かりやすかったです。

（司会）

最後に1番の方、最初の証拠調べに入る前の冒頭陳述段階でどういう事件だったのかということが良く理解できたかという点、ご意見いかがですか。

（1番）

今から思うと割と思ったより、理解はできましたね。検察官の話し方が上手だったような気がして、その点が私みたいな人間でも、そのところでは自分では結構理解できたという思いはしました。

（司会）

進行予定表を見ると、この事件は冒頭陳述が、検察官が40分、すぐ続けて弁護人が40分ということで、冒頭陳述だけで80分続くんですね、これはどうでしたか。

（1番）

冒頭陳述の前に裁判長が、割と前もって時間がかかるということを書いていましたので、自分で納得して入っていましたので、そういう点では時間的には苦にはならなかったです。

（司会）

冒頭陳述の最初の段階で、証拠調べに入る前の段階で、検察官、弁護人がプレゼンテーションする情報量、これは皆さんいかがですか、適度だと思われるか、情報量が多すぎて頭の整理に難しかったということがあるのか、それとももっと情報がほしかったと思われるのか、何かご意見のある方に伺えればと思いますが、いかがですか。1番の方いかがですか。40分、40分の80分の情報量というのは。

（1番）

冒頭陳述の前に、冒頭陳述の書類とか何から確か出てきて、その内容が渡っているわけですから、始まる段階で、それで皆である程度は、目を通してあるわけで、そういう点で、いざ陳述が始まったときに、その話が確か割と理解できた感じという印象をもったことは確かです。

（司会）

こうした方がいいのではないかという意見があれば、いかがですか。特にその点はよろしいですか。今、実際の裁判で行われているのは、こういう点が争点ですと、検察官がこう言って、弁護人がこう言って、じゃ、どちらの言っていることが証拠で認められるのだろうと、その証拠を見てみましょうと、ということで証拠調べ手続に入るわけですが、証拠調べについて、何かいろいろご意見をいただければと思うんです。3番の方に、否認事件だったので、あまり証拠書類の取調べはなくて、証人尋問が中心だったかなと思いますが、そういうことでよかったですか。

（3番）

そうですね。

（司会）

証人尋問、法廷で検察官が主尋問、弁護人が反対尋問、また、弁護人が主尋問、検察官が反対尋問という証人もいたと思いますが、実際に法廷で見ていて、法廷で本当に理解できたかという点について、ご意見どうですか。

（3番）

弁護士、検察官両方の言い分があったのですが、最初の方は、うーん、まあまあという感じで聞いていたのですが、だんだん、ごちゃごちゃになってきて、どっちの証拠が正しいのかというのが、結構分からなくなってきまして、まあ、その点に関しては評議室の方で議論しあって何とか分かったような感じではいましたが、今回証拠になるものがそんなになかったものですから、証言だけでいったという部分があったものですから、前半は迷ったことがありました。

( 司会 )

証言の信用性が、問題になるということで、かなり難しい判断になったかと思うんですが、今のご意見は法廷で、検察官の質問、弁護士質問を聞いて証人尋問が終わった段階では、十分に、自分はどちらの言い分が筋が通っているなというところまで判断は難しかったですか。

( 3 番 )

はい。

( 司会 )

どういうところをどう改善すればいいでしょうか。

( 3 番 )

結局争点はどちらが実行犯かというものでしたので、後半になってきて初めて証人尋問が出てきて、前後関係がパズルのように埋まっていったということがあった。前半はやはり、どっちかな、どっちかなと。

( 司会 )

検察官の質問の意図、それに対する証人の答えは理解できましたか。

( 3 番 )

その辺は理解できました。

( 司会 )

弁護人の反対尋問も、何を聞こうとしているのだろう、それに対してどういう答えがされた、その辺りの理解はどうでしたか。

( 3 番 )

それも、ある程度理解できました。

( 司会 )

否認事件ということで、弁解ですし、責任能力ということですから、9 番の方がいかがですか、これは本当に事件なのかということで、目撃者の証人尋問とか、いろいろとあったかと思うのですが、証人尋問における検察官の質問、弁護人の

反対質問，これを法廷で見ている十分に分かりやすいものだったかどうか，いかがでしたか。

（ 9 番 ）

私には特に問題はなかったのですが，医学という面で入ってきてたので，傷害致死だったので，そういうところで医学の勉強ができたのはよかったのですが，ちょっと分かりにくいところもあったので，その辺りをもっと噛み砕いていただけると一般の方にも分かるかなという思いはありましたね。

（ 司会 ）

解剖した先生が証人尋問された。頭部の中の状態について法廷で証人尋問されたということですね。この辺りの尋問が法廷ではちょっと難しかったということですか。それは検察官の責任ということになるんですか。検察官の質問のときの疑問ですか，弁護人の反対尋問のときにそういうことを思われたのか，ご記憶ありますか。

（ 9 番 ）

そこは，自分も勉強不足だったということもあるんですが，多分そこは弁護人も検察官も問題ないと思いますが。もう少し噛み砕いて分かりやすくしてくれるといいかなという思いだけです。

（ 司会 ）

質問，問い答え，問い答えと行くわけですけど，検察官にせよ，弁護人にせよ，分かりやすい質問になっていたかどうかということですが，なにかご意見ある方いらっしゃいますか。

（ 6 番 ）

検察官，弁護人の言葉でなくて，今インターネットのいろいろな問題が起こっていますね，そのような感じで，なかなか専門的な用語が分かりにくいとか，若い子は理解できるのですが，新しいインターネット世代に着いていけないというか，予備知識がないとなかなか理解ができなかったかなという気がします。

( 司会 )

裁判官も常に時代の最先端を理解できているかといふとなかなかそういうことも難しくて。それでは、自白事件の場合は、被害者の調書とか関係人の調書とかそういう調書の朗読が実際この裁判のかなりの部分を占めている事件があると思います。否認事件も同じように、調書の朗読ということ、裁判で実際やっているわけですが、調書を読んでもらってそれでこのポイントが十分に理解できたか、ご意見をいただければと思いますが。7番の方いかがですか。調書はありましたか。

( 7 番 )

調書はあったと思いますが、あまり頭に残っていないというのは、裁判全般的に言って、はてなマークが出るようなことを経験しなかったんですね。というのは、短いスパンで、何か分からないことがあったら、一度戻って、裁判官とお話ができるじゃないですか。そのときに分からないことは質問すれば、何でも返してもらえることになっているので、おそらくそういう思いなく、6日間を過ごしたと思っています。

( 司会 )

法廷で検察官が証拠書類を読んでいて、その段階で頭に入ったかということになると、どうですか。

( 7 番 )

裁判官のように頭があまりよろしくないもので、すべてを理解することはできないですけど、自分としてはそこで聞いてすべてを理解することは全然ないと思っている。帰ってきて、ああいうシステムになって、近いところでさっきのこれはどういうことですか、こういうことですというのが分かるシステムであれば、あそこの場で全部理解することは必要ではないと思っていますのです。質問するのはその後ですね。わからないことを質問できるのはその後なんですね。

( 司会 )

法廷で証拠調べが終わって、休憩時間に帰った時に確認するなどして整理して行ってということですか。

( 7 番 )

はい。

( 司会 )

5 番の方はいかがですか。5 番の方の事件は証拠書類の取調べに随分ウエイトをおいた事件だったかなと思いますが、法廷で検察官が証拠書類を読みあげることとで、理解ができたかですが、どうですか。

( 5 番 )

かなり本当に理解しやすかったですし、事件的にも分かりやすい事件だったので理解はできたと思っています。

( 司会 )

長さはどうですか、証拠書類の朗読の時間の長さは、ちょっと長いと思ったか適当な長さだったという感想なのか、もっと細かいところまで情報を読んでほしかったかなと思いますか、どうですか。

( 5 番 )

かなり細かいなと思って聞いていたのですが。でも、非常に時間が長かったと思います。

( 司会 )

もう少しシェイプアップできたのではないかという感じですか。

( 5 番 )

素人なので、どこをカットできるかが分かりかねるのですが、カットできるのであればしていただけた方がいいのかなと思います。非常に長い時間だったので。

( 司会 )

強制わいせつ多数の事件ですよ。37分、40分、39分と証拠書類の読み上げがあったのでしょうか。

4 番の方の事件も調書の読み上げが中心の事件でしたかね。法廷で調書の読み上げを聞いていていかがでしたか。

( 4 番 )

自白ということで、検察官が非常に進めやすい裁判だったのではないかなと思います。我々も求刑 8 年と聞いて、初犯で 8 年と聞いて、その時点から、判決はどれくらいになるのかと、考えてしまって。自白事件の冒頭陳述を聞いていて、非常に進めやすい、我々も分かりやすい裁判だったと思います。弁護士が国選弁護人ということもあって、毎日裁判を見ていて、弁護士側の弁護の熱意が足りなかったのではないかと思いました。我々聞いていて、検察官の方の意見の方が、裁判員にとっては言葉がずっと残るのであって、弁護人の意見はあまり頭に残らない裁判でした。

( 司会 )

事件によっては、弁護人が弁護活動しにくい事件もあると思います。どこまですることが本当に被告人にとってプラスになるのだろうか、おそらく、弁護人も相当悩みながら担当されたのではないかなと思いますが、ただ、裁判員の方にそういう風に感想をもたれている面があるということは今日ご意見で理解させていただきました。

1 番の方に少しお伺いしたいのは、1 番の方が担当された事件では、証人尋問も相当ありますが、書類の取調べも相当長く行われていますね。これはいかがでしたか。

( 1 番 )

やはり無罪を主張していましたから、検察官と弁護人が相対しているわけですよ。きちきちと精査して、合理性ということ、非常にね。印象としては検察の証拠はかなり印象として、検察の証拠がかなりあがってくるんですよ。弁護人は印象とすると証拠よりも心情的な要素がすごく強く出ていて、どうしてもそのところの感じは出ていましたが。全然、無罪という主張がかなり強く出ていた

ので、そのこのところの進め方が非常に時間を要したことに繋がっているんですけど。

（司会）

証拠書類を読むとき、おそらく、二度読み直すことはおそらくないと思いますが、文章の頭から終わりまでおそらく一度順に読んでいくという形の朗読だったのではではないかと思いますが、途中で頭の中で理解が難しくなるということではなかったですか。

（１番）

一つ一つ証拠調べがかなりそのこのところで時間を費やして詰めていくということが大きかったので、やはり、有罪か無罪の争点が大きかったです。

（司会）

否認事件の場合には、被害者を直接法廷に来てもらって証人尋問をする、目撃者を実際に証人尋問すると、法廷で証人尋問をして判断するという裁判ができるわけなんですけど、皆さんに担当していただいた事件の中では、特に自白事件の場合には調書の朗読ということで、あとは被告人質問をして判決すると、そういう裁判も相当多かったと思いますが、直接事件の被害者の声を聞いてみたかったなとか、証人がいるのであればその証人がどういう状況を目撃したのかとか、またこの事件の経緯としてどういうものがあつたのか背景を直接聞いてみたかったとか、そういうことを、実際思ったことがあるかどうか。

５番の方の事件は性犯罪の事件でしたね。被害者が７人いるけれど全部被害者の調書と、それをまとめたものでしたね。性犯罪の被害者についてはどう思われますか。

（５番）

被害者の方一人、証人、お話をされて、出て来てみえたと思いますが、本当に勇気あるなと思いました。結論から言うとすごく被告人は守られているなという感じで、被害者の人が守られていないということではないのですが、最終的な判

決の量刑が検察官の求刑より大分軽くなってしまったので、非常に被害者の方に申し訳なかったなというところで、被告人の方の評価するところがちょこちょこあると、被害者の人に何か弁済しているとか、そういったところは取り上げられるのですが、被害者の人がそういうことされて、女性なんですけど被害者は。一生忘れることできないですね。だけど、被告人は刑を終わったら出てきて、自分は一生懸命反省してやるんだと言っていました、実際物理的な長さはその量刑しかないんで、被害者の女性にしてみたら一生忘れられないものだと思うので、気の毒としか言いようがない。

（司会）

その事件のときも被害者の被害感情というか、処罰感情、そういうものが調書の中にまとめられていたと思いますが、それでは足りないということですか。

（5番）

同じ女性からみたら、多分本人からは聞いてないですが、多分短いなと思っていたと思いますし、被害感情は入っていたと思いますが、私も予想以上には、どちらかというと表面的に客観的に見て、やはり被告人の方が守られている感じがしました。当然、入っていましたけど、被害者の気持ちが。

（司会）

被告人の弁解はそこで直接聞くけれども、被害者の気持ちを直接聞くわけではないというところがやはり一つ引っかかり、5番の方の引っかかりということですか。

（5番）

かなり引っかかりましたね。本当に一生女性の方たちが多分忘れられないと思うんですよ。だけど、証拠がないから、そこまで深く取り上げられることがないと思いますが、本当はそこを一番考えてあげないといけないところではないかなと思いました。

（司会）

自白事件でということで、4番の方もこれも性犯罪がらみですよ。これも調書の朗読だけで被害者の方の終わってますよね。これはどうでしたか。それで十分だったと思っていらっしゃるでしょうか。

(4番)

被告人が意外とやったことは大胆なんですけど、裁判の被告人席に立って顔なり意見を聞いてみると非常に素直で反省しているんですけど、我々裁判員から見ると、被告人席に立っている表情というのは、検事や弁護士や裁判官は何人も見ているから、この人が本当の表情なのか、嘘の表情なのかある程度分かると思うんですけど、我々意外にそういう経験していないので分からないんですけど、被告人、自白して素直な、検察官に対しても素直に返事していると、それで、これで本当なのかとか、いや何か心の中に隠していることあるんじゃないかとそういう自問自答を毎日してましたし、そこら辺をもう少し検察官あたりとか弁護士側が暴くというかさらけ出すというような質問をしてほしかったなと思っていました。

(司会)

6番の方の担当した事件では、被告人は認めてるんですが弁解をしているという意味で、他の事件の関係ですかね、被害者の方の証人尋問を行ったんですかね。被害者の方の証人尋問を行ったということは何か裁判員が判断していくうえでプラスになりましたか。

(6番)

実際にですね、心情を聞かせてもらって、大変量刑するときに参考になったのですが、少し私、やはり男性の見方、女性の見方がいろいろ多様にあるなという気はしました。被害者の方が男性であれば、違うまたいろいろ言って。ついつい自分らは思い込みでしてしまうが、裁判員制度についてはいろいろな方が話をすると、逆に偏るのではなくて、この制度の一番いいのは、多様な価値観から見られるのが一番いいかなと。

(司会)

私なんかは直接、被害者の意見を聞ける限りは聞いた方が、また質問もできますし、そういう形でいいかなと思っていますが、それからまた意見を伺いながら、本当にどういう裁判を求めていくのかということこれから考えて行きたいなと思っています。

法廷での証拠調べを終わって、今度は評議室で争点についてこれが認められるのかどうか、評議していくと、長い方では1週間評議室で評議しています、短い方でも1日や1日半評議をやっていますが、この評議の際、自分の意見が十分言えたかどうかという観点で、意見を伺ってみたいなと。裁判官が発言するとなかなか一般の方が発言できないのではないかと、評議は秘密なものですから、どなたもあそこで行われていることは見ていない、分からないということなんですね。評議室で評議に参加した皆さんが実際にこの自分の意見が言えたかどうか。また、他の人と意見交換ができたかどうかということで、ご意見をいただければと思うのですが。いかがでしたか。

(4番)

私は自分なりの意見が言えたと思います。思っていたことは評議の場で言えたと思います。

(3番)

私もある程度好きなように意見も言わせていただきましたし、満足しています。

(司会)

1番の方いかがですか。かなり難しい事件の評議、評議もかなり難しかったのではないかと思います。

(1番)

ずっとやってきた中でやはり裁判員の中で賢い方がいるんですよね、どうしても私みたいな頭の悪い人はそちらに引っ張られているかなという印象はありましたね。

(司会)

それは裁判員同士の中でのことですか。

( 1 番 )

そうですね，ただ，良かったことは評議する場合でも裁判官が女性の方がおったんですよ，それが非常によかったですね。最初から最後まで，男の裁判官だったらこれちょっと違ったんじゃないかとずっと思いがあったけど，女性がいたおかげで，いろんな気遣いとか女性ならではの裁判官もあるんだなと，最後の結論のときもよかったんですけどね。

( 司会 )

男性裁判官として耳が痛いところがあります。 9 番の方がいかがですか。

( 9 番 )

2 週間ありましたが，自分の意見も言えて，相手の意見も飲めて，自分の考えも言えたかなと思っております。少し難しいこともありましたが，頭の良い人もおったりして，教えてくれたりしていましたので自分なりにいい経験になりました。

( 司会 )

裁判官がいろいろと誘導して，仕切って誘導して，押し付けるんじゃないかという心配をされる向きもありますが，いかがでしたか。

( 9 番 )

まず裁判員の意見を聞いてから，裁判官の意見を聞くという方式を採っていらしたので，押し付けという面はありませんでしたね。時間等も適度な時間でしたので，問題なくやれました。

( 7 番 )

全員，あまり偏ることなく，誰か一人裁判員が発言しているのではなく，全員の方が同じように意見が述べられましたし，意見が聞くこともできたので良かったと思います。

( 6 番 )

補充裁判員の方も間接的な意見を，冷静な立場から，ご意見の方を裁判の中に，反映してくれていたのが良かったと思います。

（５番）

意見は非常に言いやすい雰囲気を裁判長や裁判官が作っていただいて，話しやすい雰囲気にしていただいたので，いろんな年齢の方がみえたのですが，非常にいろんな意見が聞けて良かったと思います。私個人としては，性犯罪ということ でちょっと言いたいなと思ったことがあったんですが，言いづらいこともあって その辺はちょっと言いたかったなというところがあります。

（司会）

女性の裁判員の方がお一人で，他が男性ということで，なかなかお一人で意見 が言いにくいところがあったのでしょうか。

検察官，弁護士の方でこの点を裁判員経験者にお聞きしたいということがあればいかがでしょうか。

（検察官）

論告についてですが，証拠調べが終わった後に検察官が論告，弁護人が弁論ということで，一枚もののペーパーを出してこれまでの証拠調べの結果を踏まえて 双方の意見を述べるという手続がありましたが，その点で，検察官の論告が分かりやすかったか分かりにくかったか，また，メモが分かりやすい，分かりにくい，その後の評議で活用できたかどうかといった意見がありましたらお聞かせください。

（１番）

その点はよく分かりません。

（３番）

記憶は確かでないですが，理解はできたと思います。

（司会）

特に問題，疑問だという意識はないということですか。

( 3 番 )

それはありませんでした。

( 4 番 )

裁判員，補充裁判員もいましたが，別にそういう意見が出なかったということ  
は分かりやすかったということだと思います。

( 司会 )

検察官が，証拠調べが終わった後，どういう意見で，こういう証拠なんですよ，  
ということを皆さんに理解してもらおうとしているということは理解できたとい  
うことですか。

( 4 番 )

よく理解できたというか，分からないところはなかったように思います。

( 司会 )

9 番の方が担当されたのは否認事件で，検察官の言っていることと弁護人の言  
っていることとかなり違っていましたが，証拠調べが終わった後で検察官が言っ  
ていることの理解は論告でできましたか。

( 9 番 )

問題ないです。

( 司会 )

論告に問題があるという意見の方はいらっしゃいますか。

特に，論告について問題意識は持たれていない，十分であったのではないかと  
いう御意見のようです。

( 弁護士 )

選任手続についてお聞きしたいと思います。皆さんはそれぞれ仕事や家庭の事  
情があって急に裁判所に呼ばれ，裁判所に行ってまさか自分が選ばれるとは思わ  
ずに選ばれたことだと思います。裁判所に来る前に，裁判所から辞退事由が自分  
にあるのかどうかという事前質問票が届いたりとか，当日裁判所に来て当日質問

票に記入して、自分に辞退事由があるのか、そもそも裁判員になれるのはいかということのチェックがあったと思いますが、現段階で津地方裁判所では、その後、裁判官から集まってもらった皆さんに対し、事前質問票や当日質問票に書いたことに間違いはありませんか、という質問をするだけの手続で、その後個別に事前質問票や当日質問票に記載があった方については個別に部屋に入ってもらって個別で質問をしてもらうという手続をとっており、今いらっしゃるほとんどの人が個別に質問を受けられていないのだと思いますが、例えば、自分が裁判員になる前に、一度裁判官に個別で質問をしてもらって納得した上でなりたいたか、質問票には書かなかったが自分には辞退事由があるかもしれないといった事情があるので、できれば個別で質問を受けたかったとか、そういったお気持ちや考えはありましたか。

( 5 番 )

裁判所から封書が送られてきたときに断れないというイメージがあったので、あきらめというか、それで書いたということもありますが。今回私が裁判員に選ばれて急に会社を休むことになって皆に迷惑をかけることになったのですが、そういった中で、職場の中でも行きたいと言っている人が結構いるので、できるのであれば、呼出状の前に来る書面に、例えば、「是非行きたい」とか、「選ばれたら仕方がないから行く」とか、そういう選択肢の質問があったら、できれば「是非行きたい」と答えた人の中から選ぶのも良いのかなと思いました。待っているんだけどなかなか私には来ない、と言っている人が私の周りに結構いて、興味を持っている人がたくさんいます。私は選ばれるとは思っていなかったのでびっくりしたのですが、やりたい人がもしいるのであれば、選ばれて仕事を休まないといけなないので困るな、と言いながら裁判所に通う人のことを考えたら、行きたいと言っている人に、裁判員に選ばれる権利をもうちょっと与えてあげるのも良いのではないかと思います。

( 司会 )

時間の関係もありますので皆さんにお伺いすることができないのですが、7番の方はいかがですか。

(弁護士)

裁判員に選ばれる前に個別に裁判官とお話をさせてもらう機会がほしかったかどうかという観点でお願いします。

(7番)

特になくて良かったと思います。個別にされると思っていましたし、覚悟して来たのですが、この人が適しているか適していないかを判断されるのだろうな、個別に部屋に入って誰かと面談をして決まるのだろうなと思っていたら、純粹にくじ引きだったようなので、あれで良いと思います。

(4番)

個別面談はない方が良いと思います。裁判員に選ばれるということは国民の義務だと思います。私の場合もそうですが、周りにそのように考える人が増えてきて、選ばれたら仕方がない、というのではなく、国民の義務という意識が当初より増えてきたという気がしますので、裁判所に来て、個別面談で裁判官が裁判員に向いているかどうかを、そこで決めなくても良いと思います。

(司会)

他に皆さんに意見を聞きたいことはいろいろありますが、今後の意見交換会のテーマにしていくということにして、意見交換は以上で終了させていただきたいと思います。この後、皆さんに一言ずつこれからの、将来の裁判員へのメッセージを是非お伝えいただきたいと思います。

(1番)

私の場合は、裁判が終わってから記者に質問されたり、写真に撮られることに非常に抵抗があったのです。それで拒否したのです。今でもここで写真を撮られるのは困るなという印象があるのです。なぜなら、拳銃を持つ組織の裁判だからです。そのため、表に名前とかが出たり、写真を撮られると、結局後のことが心

理的に怖いのです。私は受けてやってしまったのですが、そういう場合は、今後そういった点については考えてほしいと思います。

( 3 番 )

自分は最初からやりたかったので、当たったときにラッキーと思って裁判員をさせてもらいました。今後裁判員をやる方へのメッセージですが、全く知識が無くても裁判長、裁判官の方々が何とかしてくれる、リードしてくれるので全然気を張ることなくやってほしいと思います。

( 4 番 )

裁判員になること、選ばれること自体抵抗が少なくなっていると思います。1 番の方がおっしゃっていましたが、凶悪事件の場合、そういう御礼参りがあることを考えてしまうと拒否したくなるので、その辺は十分配慮して、なるべく顔とか住所とかを出さないように配慮してほしいということが、これから裁判員になる方が不安な点の一つだと思います。

( 5 番 )

選ばれる前は裁判所や裁判長、裁判官は冷たいイメージで、選ばれたらいやだと思っていたのですが、全くそんな不安もなく、気持ちよく過ごさせていただくこともできました。確率的に言うと、この前テレビで、1 万 2 千分の 1 くらいの確率と言っていたのですが、なかなか選ばれることではないと思うので、一生に一回選ばれたら、是非参加してみるのも良いのではないかと思います。

( 6 番 )

裁判員になって、今後の人生にとって良い経験となったと思います。例えばの話ですが、守秘義務のことがあって難しいですが、裁判員となった方が、今後組織とまではいきませんが、経験のある方が地域に帰って、宣伝と言いますか、身近なものですよ、と訴えることができるのが個人としては限界があるので、組織とかに出て行って、意見が反映できる場も増えてくるのではないかと思います。

( 7 番 )

裁判員裁判が終わってから、周りの方々と話をし、裁判員をやりたいという人が多いということに気付きました。自分もやる前までは自分に関係のない世界の話だと思っていましたが、やらせていただいて、法廷の傍聴席でなく表から見るということは自分の人生の中でもできなかった経験だと思うので、是非今後の裁判員の方も、いろんな意見はあるけれど、やった方が良く伝えたいです。

( 9 番 )

最初選ばれたときはちょっと抵抗がありましたが、選ばれたということでやらなければいけないという思いで、最後にはやりたいという気持ちになりました。最後にメッセージですが、自分の経験にも財産にもなりますし、手を上げることができる環境も作った方が良くないとも思います。

( 司会 )

自分の経験や財産ということですが、どういうところで自分の財産になったと思っておられますか。

( 9 番 )

先ほど言われたとおり、1万何分の1の確率で、やりたくてもやれないということもあるので、このようなことは会社の中でも広めていかなければならないと思います。

( 司会 )

会社の中ではいろいろと宣伝をされたのですか。

( 9 番 )

はい。

( 司会 )

もっと御意見を伺いたい事項もいろいろあるのですが、限られた時間ですので、本日、経験者の方から伺った感想、意見、情報を活かして、一般の方に安心して分かりやすく、内容を理解していただける裁判員裁判を目指し、裁判所、検察庁、弁護士会とも努力していこうと思いますので、暖かい御支援を頂けたらと思って

います。本日はお忙しい中ありがとうございました。以上で、意見交換を終了させていただきます。

以 上